

令和4年度

第1回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和4年度第1回江別市農業委員会定例総会議事録

令和4年4月28日（木） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（18名）

佐藤 和人
大井川 和雄
西 純一
三好 雄一
百瀬 誠記
田中 浩一
中田 和孝
清水 雅彦
山田 保彦
伊藤 良明
保倉 浩行
佐藤 昇
得能 謙二
渡部 正廣
工藤 多希子
山口 利夫
長谷川 礼子
松下 博樹

2 欠席委員（2名）

中島 清文
浅野目 貴史

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	前田	幸一
	主査	川合	正洋
	主任	大野	慶廣
	主任	金澤	由希
	主事	武山	直人

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第1号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第3号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について |
| 日程第7 | 報告第4号 | 第1回農政常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 報告第5号 | 第1回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第9 | 報告第6号 | 農業委員会事務局職員の人事異動について |
| 日程第10 | 議案第1号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第11 | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第12 | 議案第3号 | 第1回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第13 | 議案第4号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 日程第14 | 議案第5号 | 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和4年度第1回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、田中委員、渡部委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和4年度第1回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和4年4月28日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和3年度第11回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に浅野目委員及び中島委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第1号

- 議長 日程第4 報告第1号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
金澤主任。
○金澤主任 報告第1号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.1 及びNo.2 の計 2 件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.1 は、札幌法務局江別出張所からの照会案件でございます。

照会地の現況判定は記載のとおりで、全 2 筆 公簿地目 畑 4 2 8. 0 0 m²を農地・採草放牧地以外と回答しました。

続いて、No.2 は願出案件で、全 2 筆 公簿地目 畑 4 7 6. 0 0 m²を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 1 号を終結いたします。

◎報告第 2 号

○議長 日程第 5 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 規定による届出について、ご説明申し上げます。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのはNo.1 の 1 件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、現況地目 田 1 筆 畑 1 5 筆 その他 6 筆 計 5 9, 3 3 9. 6 4 m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第 2 号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第 2 号を終結いたします。

◎報告第 3 号

○議長 日程第 6 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.1の1件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第3号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終結いたします。

◎報告第4号

○議長 日程第7 報告第4号 第1回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 報告第4号 令和4年度第1回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件につきましては、「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書について」の1項目です。

意見書の原案について事務局より説明を受け、5月30日に予定している提出までの間の必要な修正については、会長・職務代理人・正副農政常任委員長と事務局で協議することといたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第4号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終結いたします。

◎報告第5号

○議長 日程第8 報告第5号 第1回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第5号 令和4年度第1回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 第1回農用地利用集積計画の決定について
付議事件3 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第5号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終結いたします。

◎報告第6号

- 議長 日程第9 報告第6号 農業委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

- 前田主幹 報告第6号 農業委員会事務局職員の人事異動について、ご説明申し上げます。

まず、転出者でございますが、岩淵淑仁、岩佐吉記の2名でございます。

次に、転入者でございますが、渡部学、武山直人の2名でございます。

異動後及び異動前の所属等につきましては、記載のとおりでございます。

発令は、令和4年4月1日でございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第6号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終結いたします。

◎議案第1号

- 議長 日程第10 議案第1号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
現地調査委員を代表して、得能委員より説明願います。

- 得能委員 議案第1号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのは、No.1の1件でございます。

当該土地は、平成18年7月18日付けで農地法第4条転用許可のあった土地で、現在の登記地目が畑のままであることから、願出があったものでございます。

現地調査は、4月15日に中田委員、百瀬委員、私、事務局から前田主幹が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.1の現況は宅地及び雑種地のため、登記地目 畑 7, 314.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第1号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第2号

○議長 日程第11 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1の1件でございます。

No.1は、土地所有者個人と、今回農地所有適格法人の要件を満たす事となる法人との間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1件11筆 計51,521.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第2号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第3号

○議長 日程第12 議案第3号 第1回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第3号 第1回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが6件24筆153, 152. 22㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第3号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.4を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.4を除き採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出5件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第3号の利用権設定のNo.4に対する質疑に入りますが、松下委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(松下委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第3号の利用権設定のNo.4を採決いたします。

第1回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

松下委員の復席を願います。

(松下委員復席)

◎議案第4号

○議長 日程第13 議案第4号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 議案第4号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、除外3件でございます。

変更理由及び内容について、ご説明申し上げます。

まず番号1および2の除外についてはいずれも、申請者が所有する老朽化した農家住宅を建て替えるにあたり、建物の一部が農用区域にかかるため、農業振興地域整備計画に農家住宅として位置付け、必要な面積を農用区域から除外したいという案件であります。

いずれも、申請者が所有する土地は農用区域しかなく、ほかに代替性がないこと、隣接耕作者の農地出入りをふさぐような場所などにも位置しておらず、周辺農地との分断要素等もないなどの要件を満たしていることから、申請内容どおり変更することについて支障はないものと考えます。

次に番号3の除外については、電気事業の設備老朽化および農耕機械への地上高対策として特別高圧送電線3基を新設建替するため、農地について農用区域から除外したいという案件であります。

この申請に係る整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則において電気事業者等の公益性の高い事業に関わるものについては許可を要しないと定められておりますが、本市整備計画の遂行に支障を及ぼすことがないよう他の変更案件と同様の手続きを行うものであります。

以上の理由から、今回の申請3件につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請3件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第5号

○議長 日程第14 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされております。

農林水産省の通知では、

- ・案を作成し、ホームページ等により公表するものとする
- ・30日以上期間を設けて、地域の農業者等から意見・要望等を募集するものとし、意見・要望等については農業委員会としての考え方を公表するものとする
- ・意見・要望等を踏まえ、毎年度5月末までに決定し、ホームページ等により公表するものとする、とされております。

こうしたことから、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案について、別紙のとおり取りまとめしております。

内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

この案に承認いただけましたら、ホームページにより公表し、ご意見やご要望を募集いたします。

なお、募集結果につきましては、5月の総会で報告いたします。

以上でございます。

○議長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案について、可とすることに決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和4年度第1回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時00分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年4月28日

議長（会長）

署名委員

署名委員